コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　SCINEX CORPORATION

最終更新日：2015年12月14日
株式会社サイネックス
代表取締役社長 村田吉優
問合せ先：業務本部総務部総務課 06-6766-3333
証券コード：2376
http://www.scinex.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、意思決定の迅速化と経営責任を明確にし、経営の適法性、透明性、健全性を向上させるための組織作りに努めるとともに、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会の住民等ステークホルダーのみなさまに対するディスクロージャーと説明責任を厳正に果たし、当社への信頼をより確実なものとすることによって、企業価値を高めてゆきたいと考えております。株式会社東京証券取引所において策定されたコーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨、精神を尊重し、組織の変革を中心にガバナンスを強化する方向で経営改革を推し進め、これらを効果的に機能させ、企業としての社会的責任をはたしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（補充原則1－2－4）
当社は、現状の株主構成に鑑み、議決権の電子行使や招集通知の英訳については必要がないものと認識しております。今後の株主構成を勘案し、議決権の電子行使等検討してまいります。

（補充原則3－1－2）
当社は、現状の株主構成に鑑み、英語での情報開示については必要がないものと認識しております。今後の株主構成を勘案し、英語での情報の開示・提供を検討してまいります。

（補充原則4－1－2）
当社は、中期経営計画の開示を行っておりませんが、各期の計画については、その実現に向けて最善の努力を行うとともに、期末にはその分析を行い、次年度の計画に反映しております。

（原則4－8）
次項「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の（原則4－8）をご覧ください。

（補充原則4－11－3）
次項「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の（補充原則4－11－3）をご覧ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1－4）
当社は、政策保有目的の株式を、保有先企業の動向、取引の状況、当該保有株式の市場価額等の状況を踏まえて、当該企業との業務提携の更なる強化や、安定的な取引関係の維持・強化を図ることにより、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合保有することを基本方針としております。
政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、保有先企業の提案を無条件に賛成することはせず、当社との業務提携や取引関係の維持・強化を通じて、当社の企業価値向上に資すると認められるかどうかの観点から議決権行使を行うことを議決権行使の基準としております。
今後、当該株式の買い増しや処分の要否は、基本方針への該当性、他に有効な資金活用はないか等の観点で、取締役会による検証を適宜行ってまいります。

（原則1－7）
当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人、主要株主等の関連当事者との競業取引及び利益相反取引は、取締役会にて審議を行い、社外取締役や監査役の意見を求めるとともに、その取引の状況等については、適宜報告を求めております。
また、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や東京証券取引所が定める適時開示規則に従って開示いたします。

（原則3－1）
(1)当社は、経営理念や経営戦略、経営計画を当社ホームページ上の決算短信、決算説明会資料にて公表しております。
(2)当社は、コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書にて開示しております。
(3)当社の取締役及び監査役の報酬は、「役員報酬規程」に基づき決定しております。「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」をコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
(4)当社において、執行役員を兼務している取締役である経営陣幹部の選任や解任については、代表取締役がこれまでの職務経験を通じて的確な経営判断を下せる能力、人格、識見などを勘案して人選しております。その他の取締役及び監査役につきましては、当社の経営理念を理解し、当社や株主共同の利益を高め、取締役や監査役の職務を務める能力を持った者を候補者として選任しております。社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準については、有価証券報告書にて開示しております。これらの基準に従い、候補者として選任されたものは、取締役会で株主総会付議事項として審議、決定し、株主総会の承認を受けております。
(5)当社は、社外取締役及び社外監査役の選任理由を株主総会招集通知に記載しております。

（原則4－1－1）
当社取締役会は、経営の基本方針や会社法等法令、定款、取締役会規程等社内規程に定める重要事項を決定し、業務執行状況が法令・定款等に違反していないか監督しております。
業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用し、執行役員は代表取締役社長の指揮の下、取締役会で決定する基本方針に基づき、業務執行を担います。
各業務部門の機能分担と責任を業務分掌規程と職務権限規程により明確にし、業務執行における意思決定を、稟議規程に基づき適正かつ効率的に行っております。

（原則4－8）
当社において、独立社外取締役は1名ではありますが、取締役会に出席し、株主の視点に立ち、経営陣の説明責任の確保、社外の視点を入れた判断等、監督機能の強化の観点から、その有効性が十分に発揮されていると判断しております。
今後、2名以上の独立社外取締役選任による取締役会の更なる活性化も視野に入れ、有効なガバナンス体制の構築について検討を進めていきたいと考えております。

（原則4－9）
社外取締役の独立性に関する基準につきましては、会社法に定める要件を満たすことは当然のこと、東京証券取引所が定める企業行動規範において確保が求められている独立役員に関する独立性に関する判断基準を参考に、一般株主との利益相反が生じるおそれのない候補者を選任することとしており、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。また、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できるよう、当社の企業価値の向上に資する能力や経験を持った人物を選定することとしております。

（補充原則4－11－1）
当社取締役会の構成員は、当社の事業規模を勘案し、定款において、取締役は10名以内、監査役は5名以内と定めており、現在取締役は7名、監査役は4名であります。社内取締役5名は、これまでの職務経験を通じて的確な経営判断を下せる者を選任しております。また、取締役会構成員11名のうち、独立社外役員が4名（社外取締役1名、社外監査役3名）であり、取締役会において独立した中立的な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。

（補充原則4－11－2）
当社は、社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況を、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

当社の社外取締役1名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役を兼任しておりますが、社内取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。
当社の社外監査役3名全員は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任しておりません。

（補充原則4－11－3）
当社は、原則月1回取締役会を開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議しております。資料については、あらかじめ配布もしくは説明の上、取締役会では十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について十分な検討を行っております。
取締役会の実効性評価については、取締役会構成員の相互評価により行っておりますが、今後、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討してまいります。

（補充原則4－14－2）
当社取締役・監査役が経営監督、監査機能を十分に発揮できるよう、自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行うことを基本方針としております。
これは、主として各人に期待される役割・責務を適切に果たすためであり、業務上必要な知識の習得等のため、また時代の変化に応じた知識や情報を得ることで、当社の発展に寄与することを目的としております。

（原則5－1）
当社は、株主からの個別面談や電話取材等のIR取材を、総務部（東京・大阪）にて、受け付けるとともに、年1回、通期の決算発表終了後、会社説明会を実施し、決算概要、業績の見通し及び今後の経営方針等について、社長はじめ経営層が、アナリスト、機関投資家、マスコミ関係者等に説明を行っております。また、年2回、株主宛に事業報告書を発送し、経営方針や財務情報をお知らせしております。
面談等の取材や決算説明会の結果については、必要に応じて取締役会に報告を行い、取締役・監査役と意見交換を行っております。
株主からの対話（面談）の申込みに対応するため、情報取扱責任者は、経営企画室、経理部、総務部等のIR活動に関連する部署の連携を図っております。
また、株主との対話の際は、面談等の取材や決算説明会を問わず、当社を取り巻く環境、中長期における企業価値向上に関わる事項を内容とすることにより、インサイダー情報の管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社富士総研	1,619,000	25.02
ヤフー株式会社	648,000	10.01
村田 吉優	619,960	9.58
サイネックス従業員持株会	506,900	7.83
サイネックス共栄会	181,500	2.80
株式会社三井住友銀行	150,000	2.32
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	109,900	1.70
久保田 貴幸	106,700	1.65
有限会社サンヨー	100,000	1.55
株式会社ウイルコホールディングス	86,700	1.34

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

（注）1．資本構成、大株主の状況は、平成27年9月30日現在の状況を記載しております。また、当社は、自己株式を939,736株保有しておりますが、上記の大株主の状況からは除外しております。
2．資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式は、すべて信託業務に係る株式であります。
3．当社は、平成27年9月24日開催の取締役会において、当社普通株式につき公開買付けを行うことを決議しました。公開買付けの概要は以下のとおりです。これにより、平成27年11月19日付にて自己株式409,000株を取得し、自己株式総数は1,348,736株となっております。
買付け等の期間：平成27年9月25日（金曜日）から平成27年10月23日（金曜日）まで
買付け等の価格：普通株式1株につき金977円
買付予定数　：450,000株
決済の開始日　：平成27年11月19日（木曜日）
4．平成27年11月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社富士総研が保有する普通株式の一部409,000株を上記（注）3．の公開買付けに応募し、平成27年11月19日付にて、応募後の保有株式数は1,210,000株（18.70%）である旨の報告がありました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤沢久美	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、eおよびfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤沢久美	○	――	藤沢久美氏は、日本初の投資信託評価会社を起業し代表取締役を務めたほか、株式会社ソフィアバンク(通称シンクタンク・ソフィアバンク)の設立に参画して、現在同社の代表取締役を務めております。また、総務省情報通信審議会委員や鳥取県経済再生成長戦略会議の委員を務めるなど、公職を歴任されております。当社が官民協働事業を推進し、社会貢献型企業を目指していくなかで、藤沢久美氏の豊富な経験や見識が、当社の経営や監督に活かされると判断し、平成26年6月より招聘しております。また、藤沢久美氏は、当社の関連会社や、大株主企業、主要取引先等の出身者でなく、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないことから、独立性を有していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査につきましては、監査役4名の各々の専門分野に基づき監査役監査計画を策定し、その計画に沿って監査を行なっております。また、常勤監査役は常日頃から取締役、執行役員と面談し、意見・情報交換を行なっております。
会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しており、期を通じて適宜監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、増田明彦氏および柴田芳宏氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他5名であります。なお、当社の会計監査人に対する平成27年3月期の報酬の額は、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に基づく報酬は28,000

千円であります。公認会計士法第2条第1項以外の業務にかかる報酬はありません。
内部監査については、内部監査室2名が担当し、営業拠点を中心に全部門を1年で一巡する計画で業務が的確に行なわれているか監査しております。
内部監査と監査役監査の連携につきましては、監査役会に、随時内部監査担当者も出席して内部監査上の指摘事項、改善状況を報告し、監査役全員で意見交換を行なっております。内部監査室、監査役監査、会計監査の連携につきましては、各々の年間計画作成や進捗状況について意見交換を行なうほか、監査報告会等を通じて情報交換を行ない、相互の連携を高めております。
なお、監査役野田弘一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野田弘一	公認会計士													
橋本博久	他の会社の出身者													
井ノ口輔胖	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野田弘一	○	―――	野田弘一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、会計監査業務における豊富な経験と幅広い識見も有していることから、主に会計的な側面から指導・助言をいただけると判断し、平成26年6月より招聘しております。 なお、同氏は、過去において当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所属しておりましたが、同氏が当社の会計監査業務その他の当社との取引に係る業務に一切関与したことがないこと、すでに同監査法人を退職し、以後同監査法人とは利害関係がないこと、さらに、同監査法人と関わりなく当社の意思において同氏を監査役候補者として招聘していることから、経営に対する独立性に問題はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれはないものと判断しております。
橋本博久	○	―――	橋本博久氏は、金融機関や一般事業会社においてビジネス経験を有しており、役員として経営に関与したこともあることから、主に企業実務面における指導・助言をいただけると判断し、平成25年6月より招聘しております。 当社の関連会社や、大株主企業、主要取引先等の出身者でないことから、独立性を有していると判断しております。
井ノ口輔胖	○	―――	井ノ口輔胖氏は、長年にわたり地方行政に携わった豊富な経験と見識を有しており、行政書士としての専門知識も有していることから、当社が官民協働事業を推進するなかで、主に企業実務面における指導・助言をいただけると判断し、平成26年6月より招聘しております。 当社の関連会社や、大株主企業、主要取引先等の出身者でないことから、独立性を有していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。社外取締役または社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準につきましては、会社法に定める要件を満たすことは当然のこと、東京証券取引所が定める企業行動規範において確保が求められている独立役員に関する独立性に関する判断基準を参考に、一般株主との利益相反が生じるおそれのない候補者を選任することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役に対しては、その職務の対価として報酬で還元することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役及び社外役員の別に各々の総額を開示しております。平成27年３月期における取締役に対する報酬は97,105千円、監査役に対する報酬は10,225千円、うち社外役員10,825千円で、役員報酬の合計は107,330千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮して取締役会で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて総務部などが対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、経営環境、事業規模及び意思決定の迅速性等勘案し、監査役制度を採用しております。取締役は、これまでの職務経験を通じて的確な経営判断を下せる人材を登用しております。また、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用しております。
当社の事業活動が、関連する法令・定款、社内規程類、その他社会一般に求められるルールに準拠していることを確保するため、取締役会の下にコンプライアンス推進委員会を設け、コンプライアンスの推進を図るとともに、当社が保有・管理する財産を守るため、リスクマネジメント委員会を組織し、リスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議・承認しております。それらの委員会は、代表取締役社長、執行役員、必要に応じて担当の部門長で構成しております。
当社の社外役員は、社外取締役１名、社外監査役３名であります。
社外取締役は、取締役会に出席し、経営者の説明責任の確保、社外の視点を入れた判断等、監督機能の強化の観点から、その有効性が発揮されていると判断しております。
一方、社外監査役は３名（公認会計士１名、企業実務経験者１名、企業経営者１名）であり、監査役制度を維持するなかで、企業実務経験者や、公認会計士資格を有する社外監査役を積極的に招聘することで、公正性、透明性を確保し、経営監視体制の強化を図っております。
社外取締役または社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準につきましては、会社法に定める要件を満たすことは当然のこと、東京証券取引所が定める企業行動規範において確保が求められている独立役員に関する独立性に関する判断基準を参考に、一般株主との利益相反が生じるおそれのない候補者を選任することとしております。なお、当社は社外役員４名全員を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
各機関、組織、報酬決定等の機能は、次のとおりであります。
(1)取締役会は、経営の基本方針や会社法等法令・社内規程に定める重要事項を決定し、業務執行状況が法令・定款等に違反していないか監督しております。
(2)監査役は、業務執行の適法性及び財産の状況等に関する監査を行なうほか、必要に応じて意見を述べ、助言を与えております。
(3)業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用し、執行役員は、代表取締役社長の指揮の下、取締役会で決定する基本方針に基づき業務執行を担います。
(4)当社の事業活動が、関連する法令・定款、社内規程類、その他社会一般に求められるルールに準拠していることを確保するため、取締役会の下にコンプライアンス推進委員会を設け、コンプライアンスの推進を図るとともに、当社が保有・管理する財産を守るためリスクマネジメント委員会を組織し、リスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議・承認しております。それらの委員会は、代表取締役社長、執行役員、必要に応じて部門長で構成しております。
(5)各業務部門の機能分担と責任を業務分掌規程と職務権限規程により明確にし、業務執行における意思決定を、稟議規程に基づき適正かつ効率的に行なっております。
(6)組織体内の独立的な機能として、代表取締役社長直属の内部監査室を設け、当社グループにおける業務執行の実施状況に不備な点があれば自律的に改善すべく、点検・監視しております。
(7)当社の会計監査を担当する会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、期を通じて適宜会計監査を受けております。
(8)コンプライアンス体制構築の一環として、弁護士事務所3ヵ所と顧問契約を締結し、企業経営、日常業務に関しての法律問題への助言、指導を受ける体制を整えており、外部機関と業務執行部門や内部監査室、監査役ならびに会計監査人が連携して、企業経営の透明性、効率化に取り組んでおります。
(9)役員の報酬は、取締役につきましては、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮して、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。監査役報酬は監査役の協議によって決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営環境、事業規模及び意思決定の迅速性等勘案し、監査役制度を採用しております。取締役は、これまでの職務経験を通じて的確な経営判断を下せる人材を登用しております。また、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用しております。なお、当社の社外役員は、社外取締役１名、社外監査役３名であります。社外取締役は、取締役会に出席し、経営者の説明責任の確保、社外の視点を入れた判断等、監督機能の強化の観点から、その有効性が発揮されていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容をより一層理解していただくため、ビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表終了後、決算概要、業績の見通し及び今後の経営方針について説明を行なっております。アナリスト、機関投資家、マスコミ関係の方を中心にご出席いただいております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、アナリスト等向会社説明会の資料、当社の事業内容及び会社概要、社長挨拶等を掲載しております。 当社ホームページのアドレスは次のとおりであります。 http://www.scinex.co.jp/	
IRに関する部署（担当者）の設置	業務本部総務部総務課が担当しております。情報取扱責任者は取締役常務執行役員業務本部長浜口護也であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、電話帳や地域情報誌の発行単位となっている、それぞれの地域への貢献を経営理念として謳っており、当社グループにとっての利益とは、地域社会のコミュニケーションを促進することによって築き上げられた、お客さまやコミュニティ全体との信頼関係がもたらす成果であって、まさに公共的な使命を果たした結果として実現するものであると考えております。 昨今、行政の財政悪化や少子高齢化など国内の先行きに不透明感が漂うなか、地方の再生が不可欠と考えられます。そのための重要な手法が官民協働であり、行政と民間が連携する官民協働という考え方がそのエンジンとなります。すなわち、地方の公共サービスを官民協働で行なっていくということがその解決の糸口になるのではないかと考えます。 当社グループの経営理念実現のため、官民協働という手法を取り入れ、官民協働型の行政連携事業を拡大し、お客さまやコミュニティの要望に対応すべく、常に進取的な姿勢で経営に取り組んでまいります。 官民協働で、地域密着型のメディアやソリューションを提供することにより、地域社会の活性化に貢献し、当社グループが存続・発展し続け、企業価値を向上させてゆくことこそ、株主さまをはじめ、お客さま、従業員、地域社会の住民の方々等あらゆるステークホルダーのみなさまに対する最大の貢献であると信じております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示につきましては、経営執行の公正性、透明性の確保と維持という観点から積極的に取り組んでおり、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則や金融商品取引法等に従い、適時開示を行なうために社内体制の充実をはかる一方、自社ホームページ上でのリリース情報の充実などに努めております。
その他	取締役7名のうち、女性の社外取締役として、藤沢久美氏に就任いただいております。 当社グループでは、女性の活躍を促進するため、女性従業員の雇用を積極的に進めており、平成27年3月末の従業員全体に占める女性の割合は約35%であります。また、平成27年4月新規採用者数も過半数が女性となっております。また、製作本部においては、女性社員を管理職に登用しております。 当社グループは、男女の性別を問わず人物主義で、各従業員の能力に基づいて人事評価を行い、昇進等の処遇を行なっております。従いまして、昇進に当たり、女性を不利に扱っているということはありません。育児休業に関する規則も定め、女性のキャリア形成支援を行なっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）内部統制システムに関する基本的な考え方
当社グループは、電話帳や地域情報誌の発行単位となっている、それぞれの地域への貢献を経営理念として謳っており、当社グループにとっての利益とは、地域社会のコミュニケーションを促進することによって築き上げられた、お客さまやコミュニティ全体との信頼関係がもたらす成果であって、まさに公共的な使命を果たした結果として実現するものであると考えております。
昨今、行政の財政悪化や少子高齢化など国内の先行きに不透明感が漂うなか、地方の再生が不可欠と考えられます。そのための重要な手法が官民協働であり、行政と民間が連携する官民協働という考え方がそのエンジンとなります。すなわち、地方の公共サービスを官民協働で行なっていくということがその解決の糸口になるのではないかと考えます。
当社グループの経営理念実現のため、官民協働という手法を取り入れ、官民協働型の行政連携事業を拡大し、お客さまやコミュニティの要望に対応すべく、常に進取的な姿勢で経営に取り組んでまいります。
官民協働で、地域密着型のメディアやソリューションを提供することにより、地域社会の活性化に貢献し、当社グループが存続・発展し続け、企業価値を向上させてゆくことこそ、株主さまをはじめ、お客さま、従業員、地域社会の住民の方々等あらゆるステークホルダーのみなさまに対する最大の貢献であると信じております。
それらを実現するため、当社グループでは、意思決定の迅速化と経営責任を明確にし、経営の適法性、透明性、健全性を向上させるための組織作りに努めるとともに、ステークホルダーのみなさまに対するディスクロージャーと説明責任を厳正に果たし、当社への信頼をより確実なものとすることによって、企業価値を高めてゆきたいと考えております。組織の変革を中心にガバナンスを強化する方向で経営改革を推し進めており、これらを効果的に機能させ、企業としての社会的責任をはたしてまいります。

（2）内部統制システムの整備状況
上記の基本的な考え方を踏まえ、会社法及び会社法施行規則の規定に基づく当社グループの業務の適正を確保するための体制は次のとおりであります。
1）当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ．当社グループを存続させていく上で、コンプライアンスの遵守を経営上の最重要課題と位置付け、コンプライアンス・マニュアル等の規程を制定し、取締役及び使用人が遵守する体制を整備する。
ロ．コンプライアンスの実効性を確保するため、コンプライアンス責任者を任命してコンプライアンス推進委員会を所管させ、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上を図る。
ハ．当社グループにおける財務報告の信頼性確保のため、内部統制システム及びその運用の有効性を評価する体制の整備を適切に進めていく。
ニ．当社グループにおける法令違反や、社内不正などに関する相談・通報を受け付ける社内窓口を設置する。
ホ．当社グループにおける業務執行の実施状況を点検・監視し、不備な点があれば自律的に改善するため、組織体内の独立的な機能として、代表取締役社長直属の内部監査室を設ける。
ヘ．当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たないことを基本方針とし、当該方針に基づき企業行動憲章や役職員行動規範等を策定し、社内への周知徹底を図る。また、事故発生時には、所轄の警察署等関係行政機関や、法律の専門家と連携して、速やかな対処を行なう。
2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令や文書管理規程等の社内規程に基づき行なう。
ロ．取締役の職務の執行に伴ない取得する個人情報については、個人情報保護方針を定め、個人情報保護遵守に努める。
3）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ．当社グループの事業を取り巻く損失の危険に対して、課題の抽出・把握、対応策の検討ならびに全社への情報伝達など、リスク発生時に迅速で適切な対応を行なう組織を構築するため、当社グループにおけるリスクマネジメントに関する基本的事項を定めたリスクマネジメント基本規程を制定する。
ロ．リスクマネジメント基本規程に基づき、当社グループの全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスクマネジメント委員会を設置する。
4）当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
イ．当社グループは、取締役会において、経営の基本方針や会社法等法令・社内規程に定める重要事項を決定し、業務執行状況が法令・定款等に違反していないか監督する。
ロ．当社グループは、各業務部門の機能分担と責任を業務分掌規程と職務権限規程により明確にし、業務執行における意思決定を、稟議規程に基づき適正かつ効率的に行なう。
ハ．当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用し、執行役員は、代表取締役社長の指揮の下、取締役会で決定する基本方針に基づき業務執行を担う。
5）当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
イ．当社グループの経営基本方針、重要事項の決定は、社内規程に基づき当社取締役会の決議により行なう。
ロ．当社グループの業務の適正を確保するため、子会社担当執行役員は、社内規程に基づき子会社業務全般を統括する。
ハ．当社グループの経営管理状態を定期的に調査するため、子会社に対し、経営管理に関する支援および指導を行なう。
ニ．内部監査室は、グループ全体の経営目標の達成の観点から、子会社の内部監査を行なう。
ホ．子会社担当執行役員は、関係会社管理規程に基づき、経営上重要な事項について、取締役会に報告を行なう。
6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、人事担当執行役員は監査役と協議し、使用人を配置するものとする。
ロ．監査役の職務の補助にあたる使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
ハ．監査役の職務の補助にあたる使用人は、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。
7）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
イ．当社及び子会社の取締役、使用人及び子会社の監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令等に従いただちに当社の監査役に報告する。
ロ．当社の常勤監査役を当社グループの社内通報制度の担当窓口とする。
ハ．監査役に報告を行なった者に対して、当該報告を行なったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行なわないものとする。
8）その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
イ．監査役は、取締役会に出席するほか、重要な会議等への出席もしくは議事録等の閲覧を求めることができるとともに、当社及び子会社の業務執行上重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができる体制を整える。
ロ．内部監査室は、監査役会に対し、内部監査の実施状況、結果について報告を行なう。
ハ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用を支払い、または債務を処理するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たないことを基本方針とし、当該方針に基づき企業行動憲章や役職員行動規範等を策定し、社内への周知徹底を図ります。また、反社会的勢力を排除するため、取引先の選定に当たっては、社内規程に基づきチェックを行なっております。、事故発生時には、所轄の警察署等関係行政機関や、法律の専門家と連携して、速やかな対処を行ないます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後、企業価値を高め、当社グループへの信頼をより確実なものとするため、当社グループの最適なコーポレート・ガバナンスを構築していく一方、経営執行の公正性、透明性の確保と維持をはかるため、情報開示にも積極的に取り組んでまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、【別紙1】のとおりです。

また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 適時情報に係る会社の基本方針
当社は、経営執行の公正性、透明性の確保の維持という観点及び投資者の視点に立ち、情報開示に努めております。金融商品取引法等の関係法令および株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」(以下「上場規程」という)に規定される会社情報の把握および適時開示を行なうための社内体制の状況は次のとおりであります。

2. 情報の把握について
(1)決定事実に関する情報
法令、社内規程に定める重要事項については、取締役会において決定しております。当社の情報取扱責任者は、取締役常務執行役員業務本部長兼総務部長であり、決定事実について取締役会において把握しております。また、執行役員で構成する会議体に情報取扱責任者も出席しており、重要事実の把握に努めております。
(2)発生事実に関する情報
上場規程に定める発生事実の把握につきましては、各所属長は、当該事実が発生した場合、速やかに所管部門長を通じて情報取扱責任者へ報告する体制を採っております。
(3)決算に関する情報
当社の決算情報につきましては、業務本部経理部経理課及び総務部総務課が原案を作成し、取締役会で決議しております。なお、決算に関する情報のうち、業績予想の修正等つきましては発生事実に関する情報に準じて取扱います。
(4)子会社に係る情報
子会社に係る情報については、子会社の役職員から子会社担当執行役員へ報告があり、子会社担当執行役員は速やかに情報取扱責任者に報告する体制を採っております。

3. 適時開示を行なうための業務執行の仕組み
上記の各情報につきましては、情報取扱責任者が管理しており、業務本部において金融商品取引法等の関係法令、上場規程等に該当するか検討し、適時開示が必要と判断した情報については、決定情報と決算情報については取締役会による承認後、発生事実につきましては情報取扱責
任者が代表取締役社長に報告の上、開示手続を行ないます。

4. インサイダー取引の防止について
当社は金融商品取引法及び関連法規に違反する内部者取引を防止するため、インサイダー防止取引規程を定めておりますが、役職員が当社株式を売買する場合、事前に届け出ることとしております。当該規程上の統括情報管理責任者は、情報取扱責任者が兼務しており、重要事実の管理及び部外者への漏洩の防止に努めております。

5. 管理体制のチェック機能について
当社は組織体内の独立的な機能として、代表取締役社長直属の内部監査室を設け、当社における業務執行の実施状況に不備な点があれば自立的に改善すべく、点検・監視を行なっておりますが、適時開示に係る管理体制につきましてもその対象となっております。
また、監査役も業務執行の適法性の観点から監査を行なっております。

適時開示に係る社内体制は、【別紙2】のとおりであります。

【別紙１】当社のコーポレートガバナンス体制模式図

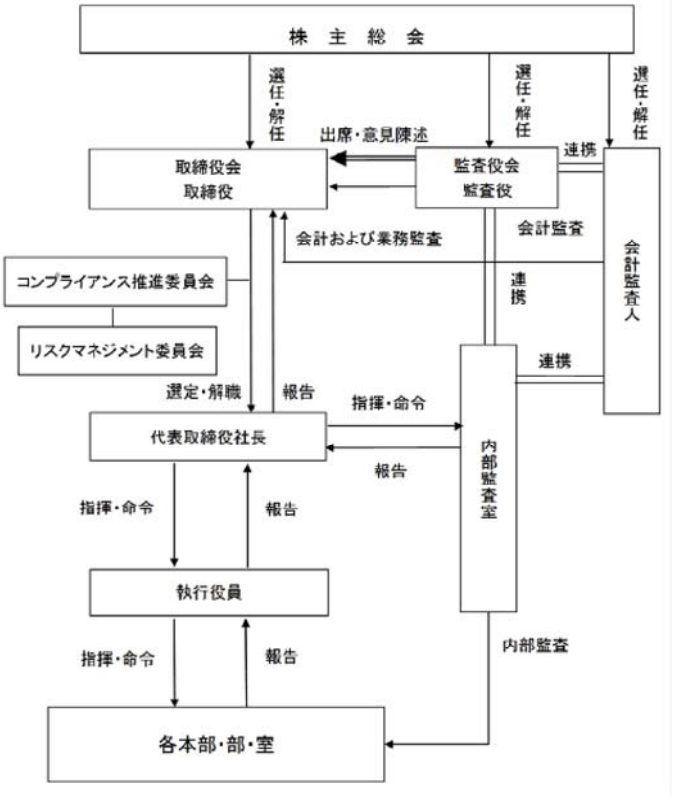

【別紙2】適時開示に係る社内体制

